

社会福祉法人峰林会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人峰林会（以下「当法人」という）定款第11条及び23条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下これらを「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、別表の通り報酬を支給する

2 支給額については、当法人経営状況により、理事の総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得たうえで、変更する場合がある。

(報酬等の日割り計算)

第3条 新たに理事長に就任したものについては、その就任した日から報酬を支給する。

(端数の処理)

第4条 この規程により計算した金額に1円未満の端数が生じた際には、切り捨てるものとする。

(公表)

第5条 当法人はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

この規定は、平成29年4月1日より施行する。

別表

1) 理事長 25万円/月

2) 理事、監事、評議員 1万円/日

3) 交通費等 「峰林会 出張旅費規程」に準ずる。

4) 支給条件

①理事長への報酬は月1回以上、法人運営状況確認のため、現場視察等を行う。

②理事、監事、評議員への報酬は、法人から出席要請のあった会議、入札立会等へ出席した場合とする。

③理事長及び理事に法人（現場職員を含む）職員が就任した場合には、職員給与の外に、該当報酬を別途支給することができる。